

店頭外国為替取引説明書（添付附属書類を含む。）新旧対照表

旧（変更前）	新（変更後）
<p>(表紙)</p> <p style="text-align: right;">当社-Y3-116</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替取引説明書 2021年3月 第116版</p> 	<p>(表紙)</p> <p style="text-align: right;">当社-Y3-117</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替取引説明書 2021年4月 第117版</p> 
店頭外国為替取引説明書 本体	
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引 取引説明書</p> <p>(中略)</p> <p>なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引ください。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 「デリバティブ取引」のリスク等重要事項について</p> <p>下記記載事項は、デリバティブ取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社でのお取引をご検討頂くにあたっては、下記のリスク等重要事項※を熟読し、必ず事前に十分にご理解の上、納得した場合にのみお取引を行ってください。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">[デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項]</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引 取引説明書</p> <p>(中略)</p> <p>なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引下さい。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 「デリバティブ取引」のリスク等重要事項について</p> <p>下記記載事項は、デリバティブ取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社でのお取引をご検討頂くにあたっては、下記のリスク等重要事項※を熟読し、必ず事前に十分にご理解の上、納得した場合にのみお取引を行って下さい。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">[デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項]</p>

(中略)

(4) スリッページリスク

お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

特に、重要経済指標発表時や、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催により翌週の外国為替市場に大きな相場変動があった場合、スリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。

(中略)

6. デリバティブ取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行うデリバティブ取引から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行うデリバティブ取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、下記カバー取引先は、お客様が当社と行うデリバティブ取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

(中略)

(中略)

(4) スリッページリスク

お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

特に、重要経済指標発表時や、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催により翌週の外国為替市場に大きな相場変動があった場合、スリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。

(中略)

6. デリバティブ取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行うデリバティブ取引から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行うデリバティブ取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。又、下記カバー取引先は、お客様が当社と行うデリバティブ取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

(中略)

7.② 信託保全は当社が取り扱う FX 取引の元本の投資資金を保証するものではありません。また、信託会社は、当社から信託された資金の管理のみを行い、当社又は受益者代理人の監督又は選任につき責任を負うものではありません。信託保全された資金の返還手続きについては、受益者代理人が受益者であるお客様に代わってこれを行い、お客様は信託会社に対して資金等の支払いを直接請求することはできません。

8. お客様から、当社が指定する証拠金振込先銀行（三井住友銀行、みずほ銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、三菱UFJ銀行、住信SBI銀行、ゆうちょ銀行、イオン銀行、セブン銀行）の預託証拠金専用の口座（以下「証拠金口座」という。）にお振込みいただいた証拠金については、お客様が当社にお持ちの取引口座にお客様の資産として全額が追加されます。

(中略)

[FX 取引に関するリスク等重要事項]

(中略)

3. 各国の金利水準は、時として大きく変動することがあり、FX 取引に係る日々のスワップポイントにも影響します。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。

(中略)

5. 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時は、FX 取引において、ストップ注文価格と成立価格にずれが生じる場合があります。

7.② 信託保全は当社が取り扱う FX 取引の元本の投資資金を保証するものではありません。又、信託会社は、当社から信託された資金の管理のみを行い、当社又は受益者代理人の監督又は選任につき責任を負うものではありません。信託保全された資金の返還手続きについては、受益者代理人が受益者であるお客様に代わってこれを行い、お客様は信託会社に対して資金等の支払いを直接請求することはできません。

8. お客様から、当社が指定する証拠金振込先銀行（三井住友銀行、みずほ銀行、楽天銀行、PayPay銀行、三菱UFJ銀行、住信SBIネット銀行、ゆうちょ銀行、イオン銀行、セブン銀行）の預託証拠金専用の口座（以下「証拠金口座」という。）にお振込みいただいた証拠金については、お客様が当社にお持ちの取引口座にお客様の資産として全額が追加されます。

(中略)

[FX 取引に関するリスク等重要事項]

(中略)

3. 各国の金利水準は、時として大きく変動することがあり、FX 取引に係る日々のスワップポイントにも影響します。又、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。

(中略)

5. 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時は、FX 取引において、注文価格と成立価格にずれが生じる場合があります。

(中略)

6. ② 当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、お客様の口座全体の証拠金率が法令等で定める額又は当社の定める水準を下回った場合

詳しくは、「9.デリバティブ取引「取引要綱」【I】FX取引についての各々のデリバティブ取引の取引要綱の「10.証拠金」及び「11.ロスカット」をご参照下さい。）

但し、相場が急激に変動した場合には、ロスカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる場合があります。

2. 金融商品取引業者のデリバティブ取引行為に関する禁止行為

(中略)

- U) ①通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官の定める額（想定元本の4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- V) ①通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

(中略)

4. 当社の苦情処理措置について

- 1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記4の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(中略)

6. ② 当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、お客様の口座全体の証拠金率が法令等で定める額又は当社の定める水準を下回った場合

詳しくは、「8.デリバティブ取引要綱」の「10.証拠金」及び「11.ロスカット」をご参照下さい。）

但し、相場が急激に変動した場合には、ロスカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる場合があります。

2. 金融商品取引業者のデリバティブ取引行為に関する禁止行為

(中略)

- U) デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V)において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官の定める額（想定元本の4%。V)において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- V) デリバティブ取引につき、営業日毎の一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

(中略)

4. 当社の苦情処理措置について

- 1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、又迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記4の苦情等の申出先の通りです。又、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(中略)

3) 投資助言・代理業に関する苦情受付・紛争解決機関

当社では、お客様が金融ADR制度を円滑にご利用いただけるよう、当社が加入しております「一般社団法人日本投資顧問業協会」から苦情および紛争の解決についての業務を受託している次の「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」を通じて苦情および紛争の解決を図ることとしています。

当社に対する苦情および当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の相次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

5. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取

(中略)

3) 投資助言・代理業に関する苦情受付・紛争解決機関

当社では、お客様が金融ADR制度を円滑にご利用いただけるよう、当社が加入しております「一般社団法人日本投資顧問業協会」から苦情及び紛争の解決についての業務を受託している上記の「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」を通じて苦情及び紛争の解決を図ることとしています。

当社に対する苦情及び当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の相次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

5. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取

⑤ あっせん案の提示、受諾

(中略)

7. デリバティブ取引の概要

(1) デリバティブ取引の概要

(中略)

② 口座開設について

当社は、社内規程でお客様の取引口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申込の際に記載・入力されたお客様の資産の状況・知識・経験・投資目的等の事項を考慮し、適合性原則に則り口座開設に関する社内審査を行っております。社内審査が終了しますとお客様に速やかに口座開設の可否についてお知らせを送付いたします。但し、口座開設の申込をされたお客様のご意向に必ずしも添えない場合がありますのでご了承ください。また、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等、当社の社内審査に関するお問い合わせに関しましては一切お答えすることができませんので、その旨ご了承ください。

(中略)

④ 取引数量及び建玉極度額

お客様は、通貨デリバティブ口座を利用してお取引いただく際、当社が定める取引数量及び建玉極度額の範囲内でお取引いただけます。

当社は、過度の投機的取引を未然に防止するためお客様の通貨デリバティブ口座（全体）の持高建玉極度額を、円貨換算で 20 億円相当額を上限にお客様毎に個別に設定させていただいております。但し、取引口座の取引数量及び建玉極度額につきましては、別途制限がございますので、本取引説明書の「9.デリバティブ取引要綱」の取引要綱の記載事項を必ずご確認ください。

⑤ 取引の概要及び方法

本取引説明書「9.デリバティブ取引要綱」の各々の取引要綱をご参照ください。

⑤ あっせん案の提示、受諾

(中略)

7. デリバティブ取引の概要

(1) デリバティブ取引の概要

(中略)

② 口座開設について

当社は、社内規程でお客様の取引口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申込の際に記載・入力されたお客様の資産の状況・知識・経験・投資目的等の事項を考慮し、適合性原則に則り口座開設に関する社内審査を行っております。社内審査が終了しますとお客様に速やかに口座開設の可否についてお知らせを送付いたします。但し、口座開設の申込をされたお客様のご意向に必ずしも添えない場合がありますのでご了承下さい。又、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等、当社の社内審査に関するお問い合わせに関しましては一切お答えすることができませんので、その旨ご了承下さい。

(中略)

④ 取引数量及び建玉極度額

お客様は、通貨デリバティブ口座を利用してお取引いただく際、当社が定める取引数量及び建玉極度額の範囲内でお取引いただけます。

当社は、過度の投機的取引を未然に防止するためお客様の通貨デリバティブ口座（全体）の持高建玉極度額を、円貨換算で 20 億円相当額を上限にお客様毎に個別に設定させていただいております。但し、取引口座の取引数量及び建玉極度額につきましては、別途制限がございますので、本取引説明書の「8.デリバティブ取引要綱」の取引要綱の記載事項を必ずご確認ください。

⑤ 取引の概要及び方法

本取引説明書「8.デリバティブ取引要綱」の各々の取引要綱をご参照下さい。

(中略)

(2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託につきましては、「MT4 口座」に入金することにより行われます。口座への証拠金の預託は、通常の入金およびクイック入金をご利用いただくことが出来ます。また、お客様への証拠金の返還につきましても、口座から出金することができます。

クイック入金サービスの利用に際しては、クイック入金提携銀行にお客様本人名義の口座を開設し、各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスをご契約いただく必要があります。クイック入金サービスの詳細については当社 Web サイトにてご確認ください。

①各クイック入金提携銀行での振込手続きを完了するには、振込手続き完了後に必ず「マイページ」に戻る必要があります。「マイページ」または「クイック入金ページ」に戻るという手順を行わないと、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

②携帯電話から本サービスをご利用いただく際には、電波状態の良い場所にてご利用下さい。電波状態の悪い場所にて本サービスをご利用いただいた場合、正常にお振込が完了せず、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

③お振込は、必ず「マイページ」または「クイック入金ページ」を介して、各クイック入金提携銀行の画面へお進み下さい。「マイページ」または「クイック入金ページ」を介さず、直接各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービス画面よりお振込いただいた場合には、すみやかにお振込金額が反映されません。また、お振込手数料は原則としてお客様負担となります。

本サービスの処理中にエラーが発生し、入金金額が当社取引口座にすみやかに反映されなかった場合は、原則、クイック入金提携銀行の翌営業日の午前9時以降（各金融機関の営業開始後）、当社にて着金を確認できてからの入金処理となります。ご入金手続き完了後は、ご依頼内容の訂正、及び取消はできないものとします。当社及び各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスのシステムメンテナンス時間帯は利用できません。本サービスを利

(中略)

(2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託につきましては、「MT4 口座」に入金することにより行われます。口座への証拠金の預託は、通常の入金及びクイック入金をご利用いただくことができます。又、お客様への証拠金の返還につきましても、口座から出金することができます。

クイック入金サービスの利用に際しては、クイック入金提携銀行にお客様本人名義の口座を開設し、各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスをご契約いただく必要があります。クイック入金サービスの詳細については当社 Web サイトにてご確認ください。

①各クイック入金提携銀行での振込手続きを完了するには、振込手続き完了後に必ず「マイページ」に戻る必要があります。「マイページ」内の「クイック入金ページ」に戻るという手順を行わないと、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

②携帯電話から本サービスをご利用いただく際には、電波状態の良い場所にてご利用下さい。電波状態の悪い場所にて本サービスをご利用いただいた場合、正常にお振込が完了せず、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

③お振込は、必ず「マイページ」内の「クイック入金ページ」を介して、各クイック入金提携銀行の画面へお進み下さい。「マイページ」内の「クイック入金ページ」を介さず、直接各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービス画面よりお振込いただいた場合には、すみやかにお振込金額が反映されません。又、お振込手数料は原則としてお客様負担となります。

本サービスの処理中にエラーが発生し、入金金額が当社取引口座にすみやかに反映されなかった場合は、原則、クイック入金提携銀行の翌営業日の午前9時以降（各金融機関の営業開始後）、当社にて着金を確認できてからの入金処理となります。ご入金手続き完了後は、ご依頼内容の訂正、及び取消はできないものとします。当社及び各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスのシステムメンテナンス時間帯は利用できません。本サービスを利

用したお客様が振り込める1回当たりの限度額は、各クイック入金提携銀行の定めるお客様の限度額の範囲内となります。

振込人名義は当社にご登録いただいているご名義と同一の名義に限ります。旧姓やご家族のご氏名でも入金できません。お振込名義が当社ご登録のご名義と相違していることが判明した際には、お電話等で事実関係を確認させていただきます。その理由によっては、入金処理完了後**また**は売買発生後であっても、当該振込入金の取消し、お取引の制限を行なう場合がありますので、十分にご注意下さい。尚、本取消及び制限の影響により発生するロスカットやご注文の未約定など、すべてのリスクはお客様ご自身に帰することとなりますので、あらかじめご了承ください。

クイック入金の利用による下記に掲げる損害及び損失について、当社は免責されるものとします。

- ①天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本サービスの執行が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
- ②インターネット等の通信機器及び通信環境の**誤謬**、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
- ③お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、処理の遅延（当社に故意**また**は重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や各提携金融機関を含む第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、本サービスに関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。
- ④本サービスを行う際のお客様による誤操作により生じた損害。
- ⑤本サービスの利用に際し、パスワードの盗用等により、第三者が不正使用を行ったことにより生じた損害。
- ⑥上記の理由等ですみやかに反映されなかったことにより生じた損害。

(中略)

用したお客様が振り込める1回当たりの限度額は、各クイック入金提携銀行の定めるお客様の限度額の範囲内となります。

振込人名義は当社にご登録いただいているご名義と同一の名義に限ります。旧姓やご家族のご氏名でも入金できません。お振込名義が当社ご登録のご名義と相違していることが判明した際には、お電話等で事実関係を確認させていただきます。その理由によっては、入金処理完了後**又**は売買発生後であっても、当該振込入金の取消し、お取引の制限を行なう場合がありますので、十分にご注意下さい。尚、本取消及び制限の影響により発生するロスカットやご注文の未約定など、すべてのリスクはお客様ご自身に帰することとなりますので、あらかじめご了承ください。

クイック入金の利用による下記に掲げる損害及び損失について、当社は免責されるものとします。

- ①天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本サービスの執行が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
- ②インターネット等の通信機器及び通信環境の**不具合**、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
- ③お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、処理の遅延（当社に故意**又**は重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や各提携金融機関を含む第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、本サービスに関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。
- ④本サービスを行う際のお客様による誤操作により生じた損害。
- ⑤本サービスの利用に際し、パスワードの盗用等により、第三者が不正使用を行ったことにより生じた損害。
- ⑥上記の理由等ですみやかに反映されなかったことにより生じた損害。

(中略)

(4) 課税上の取扱い

■個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益およびスワップポイント収益）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、管轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

(中略)

8. デリバティブ取引要綱

(中略)

1. 取引要綱【FXTF MT4】

FX取引【FXTF MT4】はPC及びインターネット接続機能付き携帯電話によるオンライン取引のみが可能で、電話・FAXによるお取引は原則として受け付けられません。なお、【FXTF MT4】の取引口座別・取引コース別のレバレッジ（取引証拠金の想定元本に対する割合）は次表の通りとなっています。【FXTF MT4®】は、ゴールデンウェイ・ジャパンの登録商標です。

(中略)

※ 但し、火曜日から金曜日の取引開始時刻前後において行う定期システムメンテナンスの時間帯についてはお取引頂く事が出来ません。定期システムメンテナンスの時間帯については、当社ホームページ上で事前にお客様にお知らせいたします。また、メンテナンス作業状況によりメンテナンス時間が延長になる場合がございます。

※レート配信開始は毎営業日午前7時（夏時間は午前6時）から開始しますが、取引時間までは成行注文、指値/逆指値注文の発注及び約定、既に発注済みの指値/逆指値注文の変更/取消は受け付けておりません。

(4) 課税上の取扱い

■個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、又通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、管轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

(中略)

8. デリバティブ取引要綱

(中略)

1. 取引要綱【FXTF MT4】

FX取引【FXTF MT4】はPC及びスマートフォンによるオンライン取引のみが可能で、電話・FAXによるお取引は原則として受け付けられません。なお、【FXTF MT4】の取引口座別・取引コース別のレバレッジ（取引証拠金の想定元本に対する割合）は次表の通りとなっています。【FXTF MT4®】は、ゴールデンウェイ・ジャパンの登録商標です。

(中略)

※ 但し、火曜日から金曜日の取引開始時刻前後において行う定期システムメンテナンスの時間帯についてはお取引頂く事ができません。定期システムメンテナンスの時間帯については、当社ホームページ上で事前にお客様にお知らせいたします。又、メンテナンス作業状況によりメンテナンス時間が延長になる場合がございます。

※レート配信は毎営業日午前7時（夏時間は午前6時）から開始しますが、取引時間までは成行注文、指値/逆指値注文の発注及び約定、既に発注済みの指値/逆指値注文の変更/取消は受け付けておりません。

(中略)

3. 取引数量及び建玉限度額

(中略)

2019年9月28日以降、標準コースからストリーミングコースの変更が終了となりました。また口座開設は標準コースのみとなります。

(中略)

6. 取引レート

(中略)

取引にあたり、当社からお客様に提示する為替レートは、ビッド価格とアスク価格で異なりますが、各々の提示レートは取引時刻に近接した時点のインターバンクレートを基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。

最新の提示レートについては、お客様の取引画面に表示されます。お取引の際には必ず最新の提示レートをご確認ください。

【FXTF MT4】の取引にあたり、当社からお客様に提示する為替レートは、ビッド価格とアスク価格で異なりますが、各々の提示レートは取引時刻に近接した時点のインターバンクレートを基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。

最新の提示レートについては、【FXTF MT4】の取引画面でご確認いただけます。手動でお取引いただく際には必ず最新の提示レートをご確認ください。

【システム取引機能 (EA.Scripts※) に関する注意事項】

システム取引機能 (EA.Scripts) をご利用のお客様は必ずお読みください

(ア) 【FXTF MT4】のシステム取引機能 (EA.Scripts) を利用する場合には、お客様ご自身でご利用になる EA の詳細及び注意事項等を事前に確認し、EA 利用に伴うリスク等について十分にご理解いただいた上でご利用下さい。

(中略)

3. 取引数量及び建玉限度額

(中略)

2019年9月28日以降、標準コースからストリーミングコースの変更が終了となりました。又口座開設は標準コースのみとなります。

(中略)

6. 取引レート

(中略)

削除

【FXTF MT4】の取引にあたり、当社からお客様に提示する為替レートは、ビッド価格とアスク価格で異なりますが、各々の提示レートは取引時刻に近接した時点のインターバンクレートを基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。

最新の提示レートについては、【FXTF MT4】の取引画面でご確認いただけます。手動でお取引いただく際には必ず最新の提示レートをご確認下さい。

【システム取引機能 (EA.Scripts※) に関する注意事項】

システム取引機能 (EA.Scripts) をご利用のお客様は必ずお読み下さい

(ア) 【FXTF MT4】のシステム取引機能 (EA.Scripts) を利用する場合には、お客様ご自身でご利用になる EA の詳細及び注意事項等を事前に確認し、EA 利用に伴うリスク等について十分にご理解いただいた上でご利用下さい。

(イ) 【FXTF MT4】のシステム取引機能 (EA.Scripts) を利用して注文する場合には、お客様ご自身でご使用になる FX 自動売買プログラムに必要な注文の指示事項をご確認ください。

(中略)

7. 取引注文

(1) 注文の種類及び内容

【FXTF MT4】の取引注文の種類は次表のとおりとなっております。

注文の種類	マニュアル取引 (手動)
成行(標準コース)	可
成行(ストリーミングコース)	可
指値	可
逆指値	可
OCO	決済のみ可
IF DONE	可
トレイリングストップ	可

注文の内容については、次表のとおりとなっております。

注) 【FXTF MT4】のシステム取引機能 (EA.Scripts) を利用する場合には、ご自身で取引可能な注文の種類を設定していただく必要があります。

(2) 注文の指示事項

注文の種類	注文の内容
成行 (なりゆき)	成行注文は注文価格を指定せず、通貨ペアの別、取引の数量、注文の種類 (売買の別) のみ指定する注文方法を指します。成行注文は、当社のサーバで受け付けられた順に処理されますが、お

(イ) 【FXTF MT4】のシステム取引機能 (EA.Scripts) を利用して注文する場合には、お客様ご自身でご使用になる FX 自動売買プログラムに必要な注文の指示事項をご確認下さい。

(中略)

7. 取引注文

(1) 注文の種類及び内容

【FXTF MT4】の取引注文の種類は次表の通りとなっております。

注文の種類	マニュアル取引 (手動)
成行(標準コース)	可
成行(ストリーミングコース)	可
指値	可
逆指値	可
OCO	決済のみ可
IF DONE	可
IF DONE OCO	可
トレイリングストップ	可

注文の内容については、次表の通りとなっております。

注) 【FXTF MT4】のシステム取引機能 (EA.Scripts) を利用する場合には、ご自身で取引可能な注文の種類を設定していただく必要があります。

(2) 注文の指示事項

注文の種類	注文の内容
成行 (なりゆき)	成行注文は注文価格を指定せず、通貨ペアの別、取引の数量、注文の種類 (売買の別) のみ指定する注文方法を指します。成行注文は、当社のサーバで受け付けられた順に処理されますが、お

	<p>お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面提示レートと実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」と言います）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。スリッページについては、(3)お客様からのご注文の執行に係るスリッページの発生についてをご確認<u>ください</u>。</p>
指値 (さしね)	<p>指値注文は、お客様の注文価格が配信価格よりも有利な価格（買い指値注文の場合は配信価格のアスク価格以下の値段、売り指値注文の場合は配信価格のビッド価格以上の値段）として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。売り指値注文は、配信価格のビッド価格が注文価格以上となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定し、買い指値注文は、配信価格のアスク価格が注文価格以下となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定します。</p>
逆指値 (ぎゃくさしね)	<p>逆指値注文は、指定した注文価格以上になれば成行で買う、又は指定した注文価格以下になれば成行で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める場合に便利です。逆指値は指定価格に達した後、成行となり、配信価格で約定します。（逆指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。） 逆指値注文は現在の配信価格から一定の範囲のレートは指定できません。逆指値注文に関しては、スリッページが発生する可能性があるのでご注意<u>ください</u>。</p>
OCO (オーシーオー)	<p>決済の場合、「買指値+買逆指値」「売指値+売逆指値」の組合せの注文を同時に出し、一方の注文が約定した時点で、もう一方の注文が自動的に取り消される注文方法。</p>
IF DONE (イフダン)	<p>新規の指値（逆指値）注文と同時に、決済の指値（逆指値）注文を指定することができる注文方法。新規注文が約定した時点で、</p>

	<p>お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面提示レートと実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」と言います）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。スリッページについては、(3)お客様からのご注文の執行に係るスリッページの発生についてをご確認<u>下さい</u>。</p>
指値 (さしね)	<p>指値注文は、お客様の注文価格が配信価格よりも有利な価格（買い指値注文の場合は配信価格のアスク価格以下の値段、売り指値注文の場合は配信価格のビッド価格以上の値段）として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。売り指値注文は、配信価格のビッド価格が注文価格以上となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定し、買い指値注文は、配信価格のアスク価格が注文価格以下となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定します。</p>
逆指値 (ぎゃくさしね)	<p>逆指値注文は、指定した注文価格以上になれば成行で買う、又は指定した注文価格以下になれば成行で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める場合に便利です。逆指値は指定価格に達した後、成行となり、配信価格で約定します。（逆指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。） 逆指値注文は現在の配信価格から一定の範囲のレートは指定できません。逆指値注文に関しては、スリッページが発生する可能性があるのでご注意<u>下さい</u>。</p>
OCO (オーシーオー)	<p>決済の場合、「買指値+買逆指値」「売指値+売逆指値」の組合せの注文を同時に出し、一方の注文が約定した時点で、もう一方の注文が自動的に取り消される注文方法。</p>
IF DONE (イフダン)	<p>新規の指値（逆指値）注文と同時に、決済の指値（逆指値）注文を指定することができる注文方法。新規注文が約定した時点で、</p>

	決済注文が有効となります。なお、決済注文のレートは新規注文の指定レートから一定の範囲のレートを指定することはできません。
トレイリングストップ	トレイリングストップ注文は、相場変動に連動して決済逆指値注文のレート水準を自動的に調整する注文方法。この注文は、FXTF MT4 にログインしている場合のみ機能します。なお、トレイリングストップは設定ポイント分の利益が出ないと機能いたしません。

(中略)

※ **【FXTF MT4】** のシステム取引機能 (**EA.Scripts**) を利用する場合には、お客様ご自身でご使用になる FX 自動売買プログラムに必要な注文の指示事項をご確認 **ください**。

(3)お客様からの**ご注文**の執行に係るスリッページの発生について

スリッページとは、新規の成行注文 (**また**は決済の成行注文) を発注後、市場価格の変動により、お客様が取引画面にて注文ボタンをクリックした時点における注文価格と、本注文がシステムにて約定された際の約定価格との間に発生する価格差のことをいいます。

(中略)

②成行注文 (ストリーミングコース) の場合

ストリーミングコースの場合、お客様が約定許容幅 (発注価格と約定価格の価格差のスリッページ許容幅) を設定可能な注文方式です。**また**、通信の際に発生するスリッページを考慮し、下記のシステム約定許容幅※を設けています。

※ **システム約定許容幅**とは、注文価格で取引が約定することを目的にシステム上に設定するスリッページの約定許容幅のことをいいます。本約定許容幅は下表の**とおり**システム側で通貨ペア毎に設定されており、受注価格 (注文価格が弊社サーバに到達した時点の価格) がお客様にとって有利不利どちらに変動したとしても、本約定許容幅内であればお客様の注文価格にて約定するというものです。最新のシステム許容幅についてはホームページの取引概要で確認して **ください**。

注) 市場の流動性により約定できない場合には、当社が約定可能な価格を再度提示いたしますので、当該レートでの約定をご希望の場合は、その約定を容認するか否かを尋ねるメッセージの OK ボタンをクリックして **ください**。

	決済注文が有効となります。なお、決済注文のレートは新規注文の指定レートから一定の範囲のレートを指定することはできません。
IF DONE OCO (イフダンオーシーオー)	IF DONE 注文と OCO 注文を組み合わせた注文方法。新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済のための OCO 注文をセットで出すことができます。
トレイリングストップ	トレイリングストップ注文は、相場変動に連動して決済逆指値注文のレート水準を自動的に調整する注文方法。この注文は、FXTF MT4 にログインしている場合のみ機能します。なお、トレイリングストップは設定ポイント分の利益が出ないと機能いたしません。

(中略)

※ **【FXTF MT4】** のシステム取引機能 (**EA.Scripts**) を利用する場合には、お客様ご自身でご使用になる FX 自動売買プログラムに必要な注文の指示事項をご確認 **下さい**。

(3)お客様からの**成行**注文の執行に係るスリッページの発生について

スリッページとは、新規の成行注文 (**又**は決済の成行注文) を発注後、市場価格の変動により、お客様が取引画面にて注文ボタンをクリックした時点における注文価格と、本注文がシステムにて約定された際の約定価格との間に発生する価格差のことをいいます。

(中略)

②成行注文 (ストリーミングコース) の場合

ストリーミングコースの場合、お客様が約定許容幅 (発注価格と約定価格の価格差のスリッページ許容幅) を設定可能な注文方式です。**又**、通信の際に発生するスリッページを考慮し、下記のシステム約定許容幅※を設けています。

※ **システム約定許容幅**とは、注文価格で取引が約定することを目的にシステム上に設定するスリッページの約定許容幅のことをいいます。本約定許容幅は下表の**通り**システム側で通貨ペア毎に設定されており、受注価格 (注文価格が弊社サーバに到達した時点の価格) がお客様にとって有利不利どちらに変動したとしても、本約定許容幅内であればお客様の注文価格にて約定するというものです。最新のシステム許容幅についてはホームページの取引概要で確認して **下さい**。

注) 市場の流動性により約定できない場合には、当社が約定可能な価格を再度提示いたしますので、当該レートでの約定をご希望の場合は、その約定を容認するか否かを尋ねるメッセージの OK ボタンをクリックして **下さい**。

(中略)

(4)為替相場急変時における取引価格の停止・再開について

為替相場の急変時には、インターバンク市場において取引レートを提示する銀行がなくなり、取引ができない状態となる場合があります。当社がお客様に提示する取引レートは、インターバンク市場に参加している銀行や当社のカバー取引先の取引レートを参照して生成しますので、そのような状態が発生した場合には、お客様への取引レートの配信を停止させていただく場合があります。

当社がお客様への取引レートの配信を停止した場合には、配信が再開されるまでのあいだ、お客様の成行注文、指値注文および逆指値注文、ロスカット取引等のすべてを執行することができなくなります。取引レートの配信停止前にお客様から受注した逆指値注文（ロスカット取引を含む）は、配信を再開した時の取引レートを基準として約定しますので、相場変動が急激となった場合には、お客様が指定していた価格から大幅に乖離した価格で約定することとなり、取引の結果発生する損失額が証拠金額を大幅に上回る場合もありますので、予めご了承ください。

なお、取引価格の配信を停止しているあいだは、成行注文等の注文は受付られません。

当社では、相場急変時において、取引レートを提示できるカバー取引先が1社のみとなり、なおかつ、そのレートが市場実勢を反映した取引レートではないと当社が判断した場合は、お客様への取引価格の配信を停止することとしています。また、配信停止後は、当社のカバー取引先のうち2社以上が取引レートの提示を再開し、なおかつ、それらの提示レートが市場実勢を反映した取引レートであると当社が判断した場合に、お客様への取引レートの配信を再開することとしています。ただし、相場状況等によっては、取引レートを提示するカバー取引先の数によらず、提示レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への取引価格の配信の停止・再開を行う場合があります。

カバー取引先は、外国為替証拠金取引の取扱業者（以下、「業者」といいます。）によって異なります。取引価格の配信の停止・再開は、カバー取引先のレート提示状況に依存するため、そのタイミングは業者により異なります。相場急変時においては、カバー取引先の間で取引レートのスプレッドに大きな差異が発生することがありますので、同一時刻の取引であっても、約定レートは業者により大きく異なる場合があります。また、インターバンク市場において不安定なレート提示が続く場合には、一時的にお客様からの注文の受付を制限したり、停止したりする場合がありますので、予めご了承ください。

(中略)

8. ポジション決済及びロールオーバー

(中略)

{1万通貨単位 × 売買価格差 + 累積スワップポイント} × 取引数量

(中略)

(4)為替相場急変時における取引価格の停止・再開について

為替相場の急変時には、インターバンク市場において取引レートを提示する銀行がなくなり、取引ができない状態となる場合があります。当社がお客様に提示する取引レートは、インターバンク市場に参加している銀行や当社のカバー取引先の取引レートを参照して生成しますので、そのような状態が発生した場合には、お客様への取引レートの配信を停止させていただく場合があります。

当社がお客様への取引レートの配信を停止した場合には、配信が再開されるまでのあいだ、お客様の成行注文、指値注文及び逆指値注文、ロスカット取引等のすべてを執行することができなくなります。逆指値注文（ロスカット取引を含む）は、配信を再開した時の取引レートを基準として約定しますので、相場変動が急激となった場合には、お客様が指定していた価格から大幅に乖離した価格で約定することとなり、取引の結果発生する損失額が証拠金額を大幅に上回る場合もありますので、予めご了承ください。

なお、取引価格の配信を停止しているあいだは、成行注文等の注文は受付られません。

当社では、相場急変時において、取引レートを提示できるカバー取引先が1社のみとなり、なおかつ、そのレートが市場実勢を反映した取引レートではないと当社が判断した場合は、お客様への取引価格の配信を停止することとしています。又、配信停止後は、当社のカバー取引先のうち2社以上が取引レートの提示を再開し、なおかつ、それらの提示レートが市場実勢を反映した取引レートであると当社が判断した場合に、お客様への取引レートの配信を再開することとしています。但し、相場状況等によっては、取引レートを提示するカバー取引先の数によらず、提示レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への取引価格の配信の停止・再開を行う場合があります。

カバー取引先は、外国為替証拠金取引の取扱業者（以下、「業者」といいます。）によって異なります。取引価格の配信の停止・再開は、カバー取引先のレート提示状況に依存するため、そのタイミングは業者により異なります。相場急変時においては、カバー取引先の間で取引レートのスプレッドに大きな差異が発生することがありますので、同一時刻の取引であっても、約定レートは業者により大きく異なる場合があります。又、インターバンク市場において不安定なレート提示が続く場合には、一時的にお客様からの注文の受付を制限したり、停止したりする場合がありますので、予めご了承ください。

(中略)

8. ポジション決済及びロールオーバー

(中略)

・日本円を含む通貨ペア（対円）の場合

通貨数量 × 売買価格差 + 累積スワップポイント

・日本円を含まない通貨ペア（対円以外）の場合

通貨数量 × 売買価格差 × 右側通貨のレート + 累積スワップポイント

(中略)

9. スワップポイント

【FXTF MT4】 のスワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。買付注文の時と売付注文の時では適用されるスワップポイントが異なります。

お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、当社からお客様にスワップポイントをお支払いします。(お客様の利益) 逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払い頂くこと(お客様の損失)になりますのでご注意ください。

同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、通常、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、市場実勢の変動により売建、買建ともお客様の支払いとなることもあります。

スワップポイントは市場動向を反映して予告無く変更されることがあります。**【FXTF MT4】** の最新のスワップポイント及び清算方法につきましては、当社のホームページの「マーケット情報」[「スプレッド・スワップポイント一覧」](#)に記載しておりますのでご参照下さい。

(中略)

10. 証拠金

(中略)

【FXTF MT4】取引証拠金 (全通貨ペア共通)

取引証拠金 (1取引単位の想定元本の金額に対する取引証拠金の割合)
4.00% ※TRYJPY,ZAR/JPY,MXN/JPY を除く通貨ペア
8.00% TRYJPY,ZAR/JPY, MXN/JPY

【FXTF MT4】 でお取引をする際、お客様は新規注文(注文訂正を含む)を行う毎に取引対象通貨ペアの新規建て玉時(注文訂正時を含む)に必要な「取引証拠金」を上回る金額を預託してい

(中略)

9. スワップポイント

【FXTF MT4】 のスワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。買付注文の時と売付注文の時では適用されるスワップポイントが異なります。

お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、当社からお客様にスワップポイントをお支払いします。(お客様の利益) 逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払い頂くこと(お客様の損失)になりますのでご注意ください。

同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、通常、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。又、市場実勢の変動により売建、買建ともお客様の支払いとなることもあります。

スワップポイントは市場動向を反映して予告無く変更されることがあります。**【FXTF MT4】** の最新のスワップポイント及び清算方法につきましては、当社のホームページからご参照下さい。

(中略)

10. 証拠金

(中略)

【FXTF MT4】取引証拠金

取引証拠金 (想定元本の金額に対する取引証拠金の割合)
4.00% TRY/JPY,ZAR/JPY,MXN/JPY を除く通貨ペア
8.00% TRY/JPY,ZAR/JPY, MXN/JPY

【FXTF MT4】 でお取引をする際、お客様は新規注文(注文訂正を含む)を行う毎に取引対象通貨ペアの新規建て玉時(注文訂正時を含む)に必要な「取引証拠金」を上回る金額を預託し

たきます。「取引証拠金」は、当社で1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、上表の通り通貨ペア毎に金額は異なります。また、取引証拠金の金額は実際にお取引するときの実勢レートに基づき計算されるため、リアルタイムで変動します。詳細は、ホームページ「レバレッジ」『取引証拠金について』に記載していますので、実際にお取引を開始する際には必ずご確認ください。ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額の4%に相当する円価額が必要証拠金となります。

(中略)

D) 維持証拠金 ('Maintenance Margin')

追加

(中略)

※2 **【FXTF MT4】の証拠金維持率**は、「有効証拠金（純資産）」÷「必要証拠金」×100で計算され、お客様の必要証拠金の金額に対して、正味の財産「有効証拠金（純資産）」がその時点でどの程度あるかを計る指標です。必要証拠金は、証拠金率判定時刻以外の時間帯では保有ポジションが変動しないかぎり一定ですので、証拠金維持率は有効証拠金が増加（減少）すれば上昇（下落）することになります。一方、証拠金率判定時刻においては、必要証拠金はその時点の時価で値洗いされますので、証拠金維持率も値洗いされた必要証拠金で計算されることとなります。

※3 ご入金いただいたご資金は口座残高への反映をもって取引証拠金として取り扱われるため、銀行などの処理により間に合わずロスカットされる場合があります。

(中略)

F) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に加減算されます。

(中略)

ていただきます。「取引証拠金」は、当社でポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、上表の通り通貨ペア毎に金額は異なります。又、取引証拠金の金額は実際にお取引するときの実勢レートに基づき計算されるため、リアルタイムで変動します。詳細は、ホームページ「レバレッジ」『取引証拠金について』に記載していますので、実際にお取引を開始する際には必ずご確認ください。但し、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額の4%に相当する円価額が必要証拠金となります。

(中略)

D) 維持証拠金 ('Maintenance Margin')

保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金を「維持証拠金」といいます。「維持証拠金」の額は下表の通り、値洗い（評価）の時間により異なります。

(中略)

※2 **【FXTF MT4】の証拠金維持率**は、「有効証拠金（純資産）」÷「必要証拠金」×100で計算され、お客様の必要証拠金の金額に対して、正味の財産「有効証拠金（純資産）」がその時点でどの程度あるかを計る指標です。必要証拠金は、証拠金率判定時刻以外の時間帯では保有ポジションが変動しないかぎり一定ですので、証拠金維持率は有効証拠金（純資産）が増加（減少）すれば上昇（下落）することになります。一方、証拠金率判定時刻においては、必要証拠金はその時点の時価で値洗いされますので、証拠金維持率も値洗いされた必要証拠金で計算されることとなります。

注) ご入金いただいたご資金は口座残高への反映をもって取引証拠金として取り扱われるため、銀行などの処理により間に合わずロスカットされる場合があります。

(中略)

F) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、有効証拠金（純資産）に加減算されます。

(中略)

また、ロスカットにかかる注文は、お客様に事前に通知することなく、成行注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

※1 当社は、15時30分から15時45分までの間のうち、およそ1分の間、証拠金維持率の計算期間（証拠金率判定時刻）として設定しており、当該判定時刻において、お客様の証拠金維持率が100%以下となった時（判定時刻）は、その時点でお客様が保有するポジションを対象に市場価格で反対売買（ロスカット）を執行します。その際、判定からロスカット注文が実際に執行されるまでには時間差があり、相場動向や対象データの量等によりシステム処理時間が異なります。そのため、各々の判定時刻の取引レートとロスカット執行時の取引レートは同一にならない場合があります、お客様にとって有利になる場合もあれば不利になる場合があります。

※2 **【FXTF MT4】の証拠金維持率**は、「有効証拠金（純資産）」÷「必要証拠金」×100で計算され、お客様の必要証拠金の金額に対して、正味の財産「有効証拠金（純資産）」がその時点でどの程度あるかを計る指標です。必要証拠金は、証拠金率判定時刻以外の時間帯では保有ポジションが変動しないかぎり一定ですので、証拠金維持率は有効証拠金が増加（減少）すれば上昇（下落）することになります。一方、証拠金率判定時刻においては、必要証拠金はその時点の時価で値洗いされますので、証拠金維持率も値洗いされた必要証拠金で計算されることとなります。

※3 ご入金いただいたご資金は口座残高への反映をもって取引証拠金として取り扱われるため、銀行などの処理により間に合わずロスカットされる場合があります。

12. 有効証拠金及び余剰証拠金

「MT4口座」の「有効証拠金」とは、お客様が「MT4口座」において、預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益を加減した金額（＝証拠金＋未決済ポジションの評価損益＋スワップ損益）で、「MT4口座」に有するお客様の正味の財産です。この「有効証拠金」から「必要証拠金」を差し引いた金額を余剰証拠金といい、お客様はこの余剰証拠金の範囲内で新規注文が可能です。

又、ロスカットにかかる注文は、お客様に事前に通知することなく、成行注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

※1 当社は、15時30分から15時45分までの間のうち、およそ1分の間、証拠金維持率の計算期間（証拠金率判定時刻）として設定しており、当該判定時刻において、お客様の証拠金維持率が100%以下となった時（判定時刻）は、その時点でお客様が保有するポジションを対象に市場価格で反対売買（ロスカット）を執行します。その際、判定からロスカット注文が実際に執行されるまでには時間差があり、相場動向や対象データの量等によりシステム処理時間が異なります。そのため、各々の判定時刻の取引レートとロスカット執行時の取引レートは同一にならない場合があります、お客様にとって有利になる場合もあれば不利になる場合があります。

※2 **【FXTF MT4】の証拠金維持率**は、「有効証拠金（純資産）」÷「必要証拠金」×100で計算され、お客様の必要証拠金の金額に対して、正味の財産「有効証拠金（純資産）」がその時点でどの程度あるかを計る指標です。必要証拠金は、証拠金率判定時刻以外の時間帯では保有ポジションが変動しないかぎり一定ですので、証拠金維持率は有効証拠金（純資産）が増加（減少）すれば上昇（下落）することになります。一方、証拠金率判定時刻においては、必要証拠金はその時点の時価で値洗いされますので、証拠金維持率も値洗いされた必要証拠金で計算されることとなります。

注) ご入金いただいたご資金は口座残高への反映をもって取引証拠金として取り扱われるため、銀行などの処理により間に合わずロスカットされる場合があります。

12. 有効証拠金（純資産）及び余剰証拠金

「MT4口座」の「有効証拠金（純資産）」とは、お客様が「MT4口座」において、預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益を加減した金額（＝証拠金＋未決済ポジションの評価損益＋スワップ損益）で、「MT4口座」に有するお客様の正味の財産です。この「有効証拠金（純資産）」から「必要証拠金」を差し引いた金額を余剰証拠金といい、お客様はこの余剰証拠金の範囲内で新規注文が可能です。

13. 出金可能額

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。ただし、純資産額に未決済の含み益がある場合、その金額に応じた新規注文は可能ですが、振替・移動につきましては未決済の含み益を「余剰証拠金」から控除した金額が限度となりますので、あらかじめご了承ください。

14. 証拠金の返還

(中略)

※2 お客様の口座残高が、出金後に0円以下(出金に伴う銀行振込手数料を考慮後)となる出金依頼につきましては、証拠金返還に係る事務処理上、「解約」時の取扱いに準じて処理いたします。(「解約等」という。)

15. 資金の受け払い

【FXTF MT4】のお取引を行った際の資金の受け払いは、すべて【FXTF MT4】専用の「MT4口座」を通じて行っていただけます。

実際に【FXTF MT4】をお取引いただくためには、必要な証拠金を「MT4口座」に維持する必要があります。お取引を開始する前に、クイック入金又は振込みで直接、「MT4口座」に入金いただくことができます。また、「MT4口座」からお客様の銀行口座に直接出金することもできます。

16. カバー取引

当社では、お客様の外国為替証拠金取引によって発生する各通貨のポジションをリアルタイムでネットティング(売買の差額を算出)し、ネットポジション額が一定額に達した場合は、直ちにカバー取引が行われるようにするシステムを構築しております。また、マニュアルによるカバー取引を行える体制としております。毎営業日のいかなる時点においても、外貨ポジションに係る為替変動リスクを一定額以下に抑えるように管理しています。

13. 出金可能額

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。但し、純資産額に未決済の含み益がある場合、その金額に応じた新規注文は可能ですが、出金・振替につきましては未決済の含み益を「余剰証拠金」から控除した金額が限度となりますので、あらかじめご了承ください。

14. 証拠金の返還

(中略)

※2 お客様の口座残高が、出金後に0円以下(出金に伴う銀行振込手数料を考慮後)となる出金依頼につきましては、証拠金返還に係る事務処理上、「解約」時の取扱いに準じて処理いたします。(以下、「解約等」といいます。)

15. 資金の受け払い

【FXTF MT4】のお取引を行った際の資金の受け払いは、すべて【FXTF MT4】専用の「MT4口座」を通じて行っていただけます。

実際に【FXTF MT4】をお取引いただくためには、必要な証拠金を「MT4口座」に維持する必要があります。お取引を開始する前に、クイック入金又は振込みで直接、「MT4口座」に入金いただくことができます。又、「MT4口座」からお客様の銀行口座に直接出金することもできます。

16. カバー取引

当社では、お客様の外国為替証拠金取引によって発生する各通貨のポジションをリアルタイムでネットティング(売買の差額を算出)し、ネットポジション額が一定額に達した場合は、直ちにカバー取引が行われるようにするシステムを構築しております。又、マニュアルによるカバー取引を行える体制としております。毎営業日のいかなる時点においても、外貨ポジションに係る為替変動リスクを一定額以下に抑えるように管理しています。

なお、当社のカバー取引先は本説明書の「店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について」に記載されている通りです。

17. FXTF MT4 に関する注意事項

(中略)

④ **【FXTF MT4】** の操作方法等については「**【FXTF MT4】** 取引マニュアル」をご参照ください。

(中略)

⑥ 通信回線やコンピューター等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害に関してお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

(中略)

⑧ 当社は、**【FXTF MT4】** 専用ツール（スクリプト、インディケーター）のご利用に関しては、お客様ご自身の判断と責任において、ツール（スクリプト、インディケーター）のダウンロード、インストールを行うものであり、当該ご利用時に起因する一切の責任は、お客様ご自身にあり、当社は免責されるものとします。

9. 通貨関連店頭デリバティブ取引用語集

(中略)

追加

(中略)

出金可能額（しゅっきんかのうがく）

なお、当社のカバー取引先は本説明書の「デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項」に記載されている通りです。

17. FXTF MT4 に関する注意事項

(中略)

④ **【FXTF MT4】** の操作方法等については「**【FXTF MT4】** 操作マニュアル」をご参照下さい。

(中略)

⑥ 通信回線やコンピューター等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失並びにデータへの不正アクセスによりお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

(中略)

⑧ 当社は、**【FXTF MT4】** 専用ツール（スクリプト、インディケーター）のご利用に関しては、お客様ご自身の判断と責任において、ツール（スクリプト、インディケーター）のダウンロード、インストールを行うものであり、当該ご利用に起因する一切の損害の責任は、お客様ご自身にあり、当社は免責されるものとします。

9. 通貨関連店頭デリバティブ取引用語集

(中略)

逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

指定した注文価格以上になれば成行で買う、又は指定した注文価格以下になれば

成行で売るといった注文。

(中略)

出金可能額（しゅっきんかのうがく）

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。ただし、純資産額に未決済の含み益がある場合、その金額に応じた新規注文は可能ですが、振替・移動につきましては未決済の含み益を「余剰証拠金」から控除した金額が限度となります

(中略)

スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格に相違があることを言います。

(中略)

取引証拠金（とりひきしょうごきん）

1 取引単位ポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、通貨ペア毎に金額は異なり、実際にお取引するときの実勢レートにより変動いたします。また、ある通貨ペアのポジションを建てる際に、取引証拠金が1取引単位のポジションに対する比率を『取引証拠金率』と言います。

追加

(中略)

A) [FXTF MT4] 関係

(中略)

は バックテスト

過去のデータを利用して EA のテストを行うこと。ストラテジーテスターを使って実行することができます。

フォワードテスト

過去データを利用して行うバックテストに対し、未来のレートデータに対して行うテストのこと。リアルタイムで行うテストと、過去データを分割し、疑似的に過去と未来に分けて行うテストの2パターンがある。

(中略)

その他 FX 取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ「用語集」を

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。但し、純資産額に未決済の含み益がある場合、その金額に応じた新規注文は可能ですが、出金・振替につきましては未決済の含み益を「余剰証拠金」から控除した金額が限度となります

(中略)

スリッページ(Slippage)

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格に相違があることを言います。

(中略)

取引証拠金（とりひきしょうごきん）

ポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、通貨ペア毎に金額は異なり、実際にお取引するときの実勢レートにより変動いたします。又、ある通貨ペアのポジションを建てる際の想定元本に対する取引証拠金の比率を、『取引証拠金率』と言います。

な 成行注文（なりゆきちゅうもん）

あらかじめ値段を定めないで行う注文

(中略)

A) [FXTF MT4] 関係

(中略)

は バックテスト(Back Test)

過去のデータを利用して EA のテストを行うこと。ストラテジーテスターを使って実行することができます。

フォワードテスト(Forward Test)

過去データを利用して行うバックテストに対し、未来のレートデータに対して行うテストのこと。リアルタイムで行うテストと、過去データを分割し、疑似的に過去と未来に分けて行うテストの2パターンがある。

(中略)

その他 FX 取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ「用語集」を

ご参照ください。

ご参照下さい。